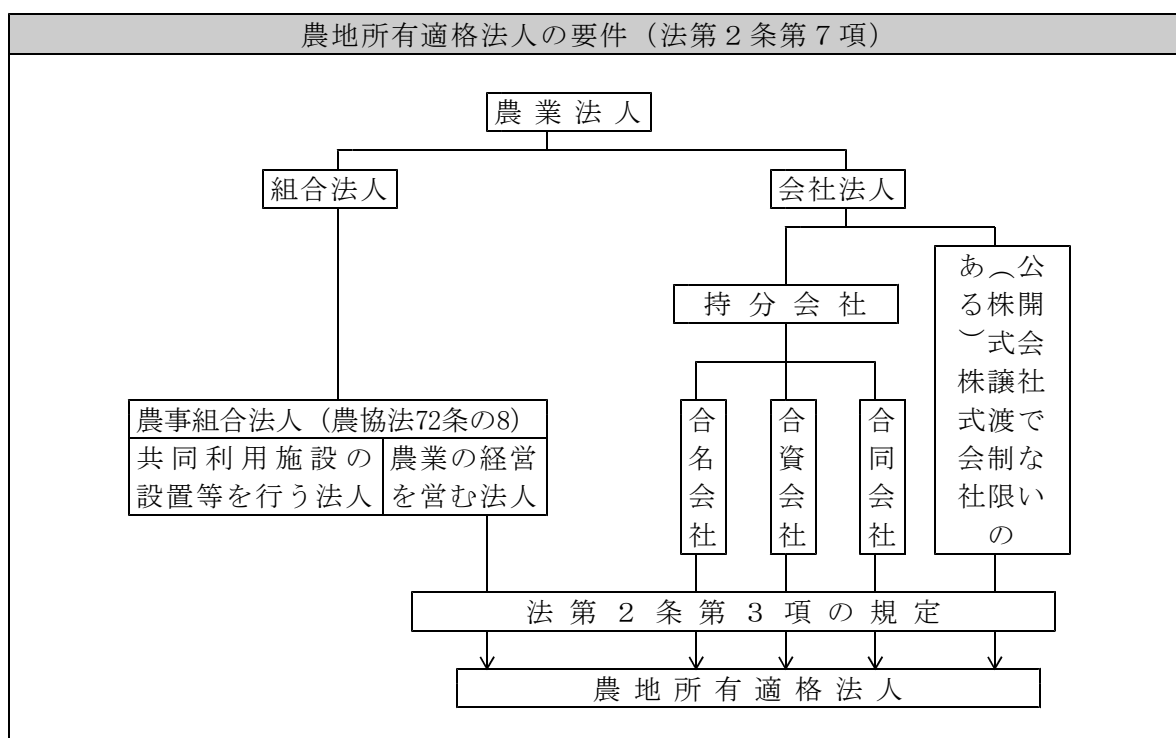


第2 農地所有適格法人（法第2条第3項、法第6条～第14条）



1 農地所有適格法人の要件

農地所有適格法人とは、農事組合法人、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）、株式会社（公開会社でないものに限る。）で次に掲げる(1)から(3)の要件の全てを満たしているものをいう。

株式会社にあっては、定款に当該法人のすべての株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨（株式譲渡制限）の定めがある場合に限り認めるものである。

(1) 事業要件

- ① その法人の主たる事業が農業（その行う農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他省令で定めるもの、農業と併せて行う林業及び農事組合法人にあっては農業と併せ行う農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業（農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業）を含む。）であること。



② 法人が行うことができる農業に関連する事業は次のとおり。（施行規則第2条）

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ 農業生産に必要な資材の製造

オ 農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

③ 事業の範囲については、次の通知等を参照すること。

処理基準（第1の（4）：農地所有適格法人の判断基準）

法第2条第3項第1号の「法人の主たる事業が農業」であるか否かの判断は、その判断の日を含む事業年度前の直近する3か年（異常気象等により、農業（同号に規定する農業をいう。）の売上高が著しく低下した年が含まれている場合は、当該年を除いた直近する3か年）における農業（同号に規定する農業をいう。）に係る売上高が、当該3か年における法人の事業全体の売上高の過半を占めているか否かによるものとする。

※新規の法人設立等の場合は、これから3か年の販売計画で、農業（上記に同じ）に係る売上高が、今後3か年における法人の事業全体の売上高の過半を占めているか否かによるものとする。

法人の行う事業が、法人の行う農業と一次的な関連を持ち農業生産の安定発展に役立つものである場合には、法第2条第3項第1号の「その行う農業に関連する事業」に該当するものである。具体的には、例えば次のようなことが想定される。

「農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工」とは、りんごを生産する法人が、自己の生産したりんごに加え、他から購入したりんごを原料として、りんごジュースの製造を行う場合、野菜を生産する法人が、料理の提供、弁当の販売若しくは宅配又は給食の実施のため、自己の生産した野菜に加え、他から購入した米、魚等を材料として使用して製造又は加工を行う場合等である。

「農畜産物の貯蔵、運搬又は販売」とは、りんごの生産を行う法人が、自己の生産したりんごに加え、他の農家等が生産したりんごの貯蔵、運搬又は販売を行う場合等である。

「農業生産に必要な資材の製造」とは、法人が自己の農業生産に使用する飼料に加え、他の農家等への販売を目的とした飼料の製造を行う場合等である。

「農作業の受託」とは、水稻作を行う法人が自己の水稻の刈取りに加え、他の農家等の水稻の刈取りの作業の受託を行う場合等である。

「農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設」とは、観光農園や市民農園（農園利用方式によるものに限る。）等主として都市の住民による農作業の体験のための施設のほか、農作業の体験を行う都市の住民等が宿泊又は休養するための施設、これらの施設内に設置された農畜産物等の販売施設等である。また、「必要な役務の提供」とは、これらの施設において行われる各種サービスの提供を行うことである。

なお、都市の住民等による農作業は、法人の農業と一時的な関連を有する必要があることから、その法人の農業に必要な農作業について行われる必要がある。

(2) 構成員要件

その法人が、株式会社にあつては次に掲げる者に該当する株主の有する議決権の合計が総株主の議決権の過半を、持分会社にあつては次に掲げる者に該当する社員の数が社員の総数の過半を占めているものであること。なお、その法人が農事組合法人である場合にあっては、農業協同組合法第72条の13第1項に規定する組合員たる資格に係る要件及び同条第3項に規定する組合員数に係る要件を満たす必要がある。

- ① 法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しくは使用収益権を移転した個人又はその一般承継人
- ② 法人に農地又は採草放牧地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている個人
- ③ 法人に使用及び収益をさせるため農地又は採草放牧地について所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に関し法第3条第1項の許可を申請している個人
- ④ 法人に農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権に基づく使用及び収益をさせている農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に当該農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権を設定している個人
- ⑤ 法人の行う農業（法第2条第3項第1号に規定する農業をいう。）に常時従事する者（以下「常時従事者」という。）

【常時従事者の判定基準】（施行規則第9条）

ア 法人の行う農業に年間150日以上従事すること。

イ 年間150日に満たない者にあつては、その日数が下記の算式により算出される日数（その日数が60日未満のときは、60日）以上であること。

$\frac{\text{法人の行う農業に必要な年間総労働日数}}{\text{法人の構成員の数}} \times \frac{2}{3}$
--

ウ 年間60日に満たない者にあつては、その法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権に基づく使用及び収益をさせており、かつ、その法人の事業に従事する日数が上記の算式により算出される日数又は下記の算式により算出される日数のいずれか大である日数以上であること。

法人の行う農業に必要な年間総労働日数	×	$\frac{\text{当該構成員がその法人に所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権に基づく使用及び収益をさせている農地又は採草放牧地の面積}}{\text{その法人の耕作又は養畜の事業の用に供している農地又は採草放牧地の面積}}$
--------------------	---	--

- ⑥ 法人に農作業の委託を行っている個人

【農作業の範囲】

ア 農産物を生産するために必要となる基幹的な作業とする。（施行規則第6条）

イ 農産物を生産するために必要となる基幹的な作業とは、水稻にあつては耕起・代かき、田植及び稲刈り・脱穀の基幹3作業、麦又は大豆にあつては耕起・整地、播種及び収穫、その他の作物にあつては水稻及び麦又は大豆に準じた農作業をいう。（処理基準第1の(4)の⑩）

⑦ 法人に農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業に係る現物出資を行った
農地中間管理機構

⑧ 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会

(3) 業務執行役員要件（※考え方はP6参照）

① その法人の常時従事者たる構成員（農事組合法人にあつては組合員、株式会社にあっては株主、持分会社にあつては社員をいう。）が理事等（農事組合法人にあつては理事、株式会社にあっては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員をいう。）の数の過半を占めていること。

(例) 株式会社、取締役8名、うち常時従事者の株主5名
・ 常時従事者の株主5名 > 取締役8名 × 1 / 2 (= 4名)

ア 法第2条第3項第3号の「理事等の数の過半」とは、理事等の定数の過半ではなく、その実数の過半をいうものとする。（処理基準第1の(4)の⑬）

② その法人の理事等又は農林水産省令で定める使用人（いずれ常時従事者に限る。）のうち、一人以上の者がその法人の行う農業に必要な農作業に一年間に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものであること。

ア 法第2条第3項第4号の農林水産省令で定める使用人は、その法人の使用人であつて、当該法人の行う農業に関する権限及び責任を有する者とする。（施行規則第7条）

イ 則第7条の「法人の行う農業に関する権限及び責任を有する者」とは、支店長、農場長、農業部門の部長その他いかなる名称であるかを問わず、その法人の行う農業（法第2条第3項第1号に規定する農業をいう。）に関する権限及び責任を有し、地域との調整役として責任をもって対応できる者をいう。

権限及び責任を有するか否かの確認は、当該法人の代表者が発行する証明書、当該法人の組織に関する規則（使用人の権限及び責任の内容及び範囲が明らかなものに限る。）等で行う。（処理基準第1の(4)の⑭）

ウ 法第2条第3項第4号の「その法人の行う農業に必要な農作業」とは、耕うん、整地、播種、施肥、病虫害防除、刈取り、水の管理、給餌、敷わらの取換え等耕作又は養畜の事業に直接必要な作業をいい、農業（法第2条第3項第1号に規定する農業をいう。）に必要な帳簿の記帳事務、集金等は農作業には含まれないものとする。（処理基準第1の(4)の⑮）

エ 法第2条第3項第4号の農林水産省令で定める日数は、60日（理事等（同項第3号に規定する理事等をいう。）がその法人の行う農業（同項第1号に規定する農業をいう。）に年間従事する日数の2分の1を超える日数のうち最も少ない日数が60日未満のときは、その日数）とする。（施行規則第8条）

業務執行役員要件の考え方

A～Gの7名で構成される農地所有適格法人を例として考察

◎ AとBは法人へ農地を提供した者（法第2条3項2号イ）

◎ C～Gの5名は常時従事者（法第2条3項2号ホ）。なお、Gは農場長。

よって、全て構成員要件を充足。なお、C～Gの常時従事日数は次のとおりとする。

（法第2条3項2号ホの要件は法人の行う**農業**）

※常時従事者の判定基準は、規則第9条で規定。

C：150日（規則第9条1号）

D：68日（規則第9条2号）

E：70日（規則第9条2号）

F：120日（規則第9条2号）

G：100日（規則第9条2号）

年間総労働日数を700日と仮定して計算する。よって、67日以上で要件充足。
P5④参照（施行規則第9条第2号）

◎ 理事はA、C、D、Fの4名とする。常時従事者たる構成員が理事等の過半を占める必要がある。理事等の過半は3名でC、D、Fが常時従事者なので要件充足。

（法第2条3項3号）

◎ その法人の理事又は省令で定める使用人のうち、1人以上の者がその法人の行う農業に必要な**農作業**に1年間に省令で定める日数以上従事する必要がある。

（法第2条3項4号）

<農地法施行規則第8条>

省令で定める日数は60日。C・D・F・Gのうち1名が60日以上**農作業**に従事すれば要件を満たすが、施行規則第8条カッコ書きの日数以上でも良い。

常時従事理事・使用人の**農作業**年間従事日数を次のとおりとする。

C：20日、D：25日、F：30日、G55日

この時点で農地法施行規則第8条の60日要件を満たしている者はいないが、規則第8条カッコ書きでは、「理事等又は使用人がその法人の行う**農業**に年間従事する日数の2分の1を超える日数のうち最も少ない日数が60日未満のときは、その日数とする」と規定されている。

よって、その日数以上**農作業**に従事していれば良いこととなる。

C：150日の2分の1を超える日数＝76日以上

D：68日の2分の1を超える日数＝35日以上

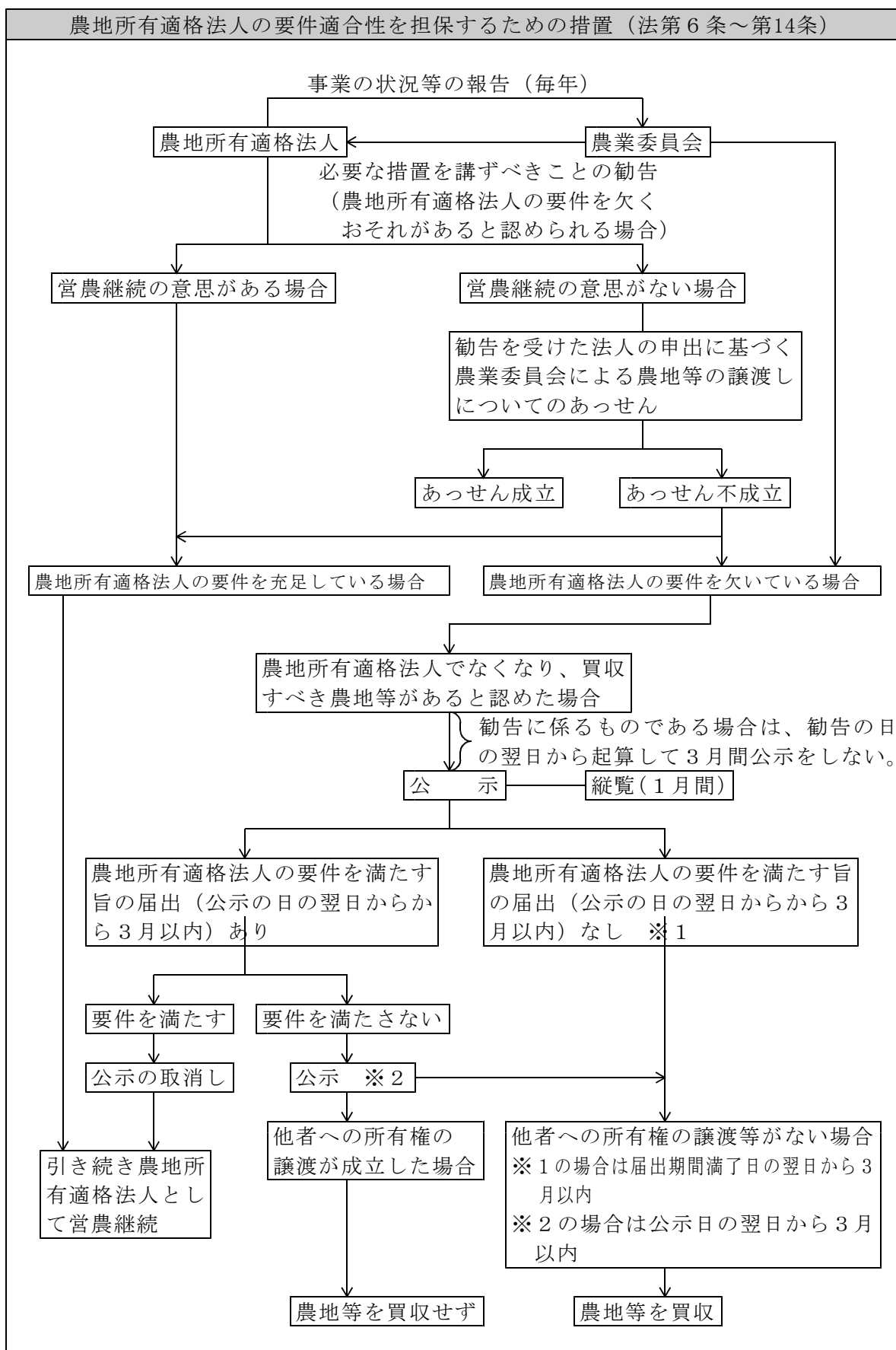
F：120日の2分の1を超える日数＝61日以上

G：100日の2分の1を超える日数＝51日以上

最も少ない日数で考えるので、この場合、1名の常時従事理事・使用人が35日以上**農作業**に従事していれば良い。

当該例の場合、Gが35日以上**農作業**に従事しているので、要件充足となる。

2 農地所有適格法人の要件適合性を担保するための措置



(1) 農地の権利移動についての許可審査

処理基準第3の4の(1)（法第3条第1項の許可基準）
法第3条第2項第2号に該当するかの判断に当たっては、農地等について同項第1号に掲げる権利を取得しようとする法人が許可の申請の時点に法第2条第3項各号に掲げる農地所有適格法人要件を満たしていても、農地等の権利の取得後に要件を満たし得ないと認められる場合には、許可することができないものとする。 この場合において、例えば、その他事業の種類や規模等からみて、その他事業の売上高見込みが不当に低く評価されていると認められるなど、事業計画が不適切と認められる場合には、その法人に書類の補正等を行わせ、信頼性のある計画に改めさせる等の指導を行うものとする。

(2) 農業委員会への定期報告（法第6条）

農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地（その法人が第3条第1項本文に掲げる権利を取得した時に農地及び採草放牧地以外の土地であったものその他政令で定めるものを除く。）を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地（同条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けてその法人に設定された使用貸借による権利又は賃借権に係るものを除く。）をその法人の耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。

農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合（農地所有適格法人が合併によつて解散し、又は分割をした場合において、当該合併によつて設立し、若しくは当該合併後存続する法人又は当該分割によつて当該農地若しくは採草放牧地について同項本文に掲げる権利を承継した法人が農地所有適格法人でない場合を含む。）におけるその法人及びその一般承継人についても、同様とする。

施行令第16条（報告を要しない農地又は採草放牧地）
その法人が農地法の一部を改正する法律（昭和37年法律第126号）の施行の日前から法第3条第1項本文に掲げる権利を有している土地
その法人が法第3条第1項本文に掲げる権利を取得した時に農地及び採草放牧地以外の土地であった土地並びに前号に規定する土地（以下この号において「特定農地等」という。）につき土地改良法、農業振興地域の整備に関する法律、農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）、集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）又は市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）による交換分合が行われた場合に、都道府県知事が、当該特定農地等に代わるべきものとして、農林水産省令で定める手続に従い、その交換分合によりその法人が同項本文に掲げる権利を取得した土地で当該特定農地等と地目、地積等が近似するもののうちから指定した土地 ※指定書の様式例は、様式例第2－16号のとおり。
施行規則第58条（報告）
法第6条第1項の規定による報告は、毎事業年度の終了後3月以内に、次条に掲げる事項を記載した報告書を当農地所有適格法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地又は採草放牧地の所在地を管轄する農業委員会に提出してしなければならない。

処理基準第8の1（法第6条、法第7条及び法第14条関係）

農業委員会は、法第6条第2項の規定による勧告、法第7条第2項の規定による買収すべき農地等の認定を行うため、法第6条第1項の規定による法人の事業の状況等の報告を受けた場合、法第14条の規定による立入調査を行った場合等は、法第2条第3項各号に掲げる要件に関する事項について台帳に記録するものとする。

(3) 要件を欠くおそれがある農地所有適格法人への勧告、農地等の譲渡のあつせん

農業委員会は、農地所有適格法人の定期報告に基づき、農地所有適格法人が第2条第3項各号にかかげる要件を満たさなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。（法第6条第2項）（様式例第2－3号）

農業委員会は、勧告をした場合において、その勧告を受けた法人から所有権を有する農地又は採草放牧地について所有権の譲渡しをする旨の申出があつたときは、これらの土地の所有権の譲渡しについてのあつせんに努めなければならない。（法第6条第3項）

(4) 農地等の買収（前掲のフロー図）

処理基準第8の2（法第6条、法第7条の3及び法第14条関係）

法第7条第1項の規定による農地等の買収は、農地所有適格法人の要件を充足しない法人が農地等を所有し、又は利用し続けるという状態を解消するための措置である。
--

このため、同項にいう農地所有適格法人でなくなったかについては、ある特定の時点をとらえて判断するのではなく、農地所有適格法人の要件を再び充足することが困難であり、当該要件を欠いた状態のまま、農地等を所有し、又は利用し続けると認められるかによって判断するものとする。したがって、理事等のうちその法人の常時従事者たる構成員が占める割合が一時的に過半でなくなった場合等、農業生産法人の要件を再び充足すると見込まれる場合は、農地所有適格法人でなくなった場合との取扱いを行わないものとする。

また、農地所有適格法人が要件を欠いている状態であっても、近く解散する予定で事業を廃止するため自ら農地等の処分を進めている場合、近く競売等により農地等の処分が行われると見込まれる場合等、当該法人が引き続き農地等を所有し、又は利用することが見込まれない場合には、農業委員会は、同条第2項の規定による公示を当分の間、見合わせるものとする。
--

処理基準第8の3

法第7条第3項の「過失がなくその者を確知することができないとき」とは、登記簿等による農地等の所有者の居所の確認、農業協同組合等関係者への聴き取り等社会通念上必要と考えられる手段をもって調査を尽くし、これによっても買収すべき農地等の所有者が不明である場合、その者が明らかであるが居所が不明である場合、買収すべき農地等の所有権の帰属をめぐって争いがある場合等をいう。

(5) 農業委員会による立入調査（法第14条）

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第35条第1項の規定による立入調査のほか、法第7条の規定による買収をするため必要があるときは、委員、推進委員（同法第十七

条第一項に規定する推進委員をいう。)又は職員に法人の事務所その他の事業場に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

上記の立入調査をする委員、推進委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

また、上記の立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 事務処理

(1) 農業委員会の処理（農地法関係事務処理要領（H. 21. 12. 11通知）第5）

① 定期報告に係る処理

ア 報告書の様式例は、様式例第2－1号のとおり。

イ 報告書には以下の添付書類を添付しなければならない。

（施行規則第58第2項）

①	定款の写し
②	農事組合法人又は株式会社にあつてはその組合員名簿又は株主名簿の写し
③	承認会社が構成員となっている場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し ※承認会社とは、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第3条に規定する承認を受けた株式会社
④	その他参考となるべき書類（損益計算書の写し、出勤記録の写し、総会議事録の写し等）

なお、報告書に「その他参考となるべき書類」を添付させる場合には、申請者負担軽減の観点から、次の点に留意する。

a 許可申請書の記載事項の真実性を裏付けるために必要不可欠なものであるかどうか。

b 申請の却下または許可若しくは不許可の判断に必要不可欠なものであるかどうか。

c すでに保有している資料と同種のものでないかどうか。

ウ 毎事業年度の終了後3か月以内に報告書の提出がなかった場合には、当該報告書を提出すべき農地所有適格法人（以下「報告法人」という。）が現に所有し、または所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地等の所在地を管轄する農業委員会（以下「管轄農業委員会」という。）は、報告法人に対して、書面により、速やかに報告するよう求める。

エ 管轄農業委員会は、報告書の提出があつたときは必要な記載事項が記載されているかどうか及び必要な添付書類が具備されているかどうかを検討し、報告書の記載事項または添付書類に不備があり、農地所有適格法人の要件の適合性の判断を適正に行うことが困難と認められるときはこれの補正又は追完を求める。

オ 農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合におけるその法人及びその一般承継人であつて、農地等を現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有しているものについては、農地等の買収の手続を進めるため、報告法人と同様に、報告書（様式例第2－1号）を作成し、事業年度の終了後3か月以内に管轄農業委員会へ提出するよう求める。

② 農地所有適格法人の要件の適合状況の把握に係る処理

管轄農業委員会は、報告法人ごとに、その法人が農地法第2条第3項に規定する農業生産法人の各要件を満たしているかどうか、満たさなくなるおそれがないかについて確認するため、提出のあつた報告書の内容を速やかに農地所有適格法人確認書（以下「確認書」という。）（様式例第2－2号）に取りまとめ、農業委員会の事務所に備え付けておく。

ア 報告書及びその添付書類並びに農業委員会の日常業務を通じて得た資料等は、確認書に編綴し保管する。

③ 農地所有適格法人への勧告に係る処理

ア 勧告書の様式例は、様式例第 2－3 号のとおり。

イ 管轄農業委員会は、定期報告等から、報告法人が、例えば、次の a から c に掲げるような状況に至り、法人が自主的に是正のための措置を講ぜず、農地所有適格法人の要件を満たさなくなるおそれがあると認められる場合には、直ちに、要件を満たさなくなるおそれがあることのないように、法第 6 条第 2 項の規定により、必要な措置をとるべき勧告をする。

a 農業以外の事業の年間売上高が、単年で総売上高の過半を占め、かつ、その状態が恒常化するおそれがある。

b 農地法第 2 条第 3 項第 2 号ホ（その法人の行う農業に常時従事する者）のみを満たして構成員となっている者の農業への年間従事日数が激減し、規則第 9 条に規定する日数を下回るおそれがある。

c 法第 2 条第 3 項第 3 号に規定する理事等又は同項第 4 号の使用人の農作業への年間従事日数が激減し、農作業に規則第 8 条に規定する日数以上従事する理事等又は使用人が不在になるおそれがある。

ウ 管轄農業委員会は、勧告に際して、その勧告を受ける法人に対し、農地法第 6 条第 3 項に規定する農地等の所有権の譲渡しのあつせんの申出の意思があるかどうかを確認する。

エ 管轄農業委員会は、勧告を受けた法人がその勧告に係る農地所有適格法人の要件を満たさなくなるおそれのある状況を是正しているかどうかについて、その勧告後最初の報告又は日常的な指導活動等により確認する。

オ 勧告を行った管轄農業委員会は、勧告書をその勧告の対象となった法人の確認書に編綴し保管する。

④ 農地等の買収に係る処理

農業委員会は、農地所有適格法人が法第 2 条第 3 項の各号に掲げる要件を満たさなくなった場合における農地等について、次により当該農地等の買収事務を行う。

ア 法第 7 条の公示手続

a 法第 7 条第 2 項に規定する公示（様式例第 2－4 号）及び縦覧（様式例第 2－5 号）を行う。

b 農業委員会は、公示及び縦覧を行った場合には、法第 7 条第 1 項に規定する法人及び買収すべき農地等の所有者に対し、通知（様式例第 2－6 号）を行う。

イ 法第 7 条第 3 項の通知

a 農業委員会は、アの公示をしたときは、法第 7 条第 3 項の規定により、遅滞なく、その所有者に通知（様式例第 2－7 号）をしなければならない。

b 農業委員会は、a の通知書を所有者に直接手渡した場合には必ず受領印を受けておき、所有者に直接手渡すことができない場合には郵送することとし、この場合、配達証明を保存しておく。

なお、所有者が所在不明の場合にも、登記簿等による居所の確認、農業協同組合等関係者への聴き取り等社会通念上必要と考えられる手段により調査を尽くす。

ウ 法第 7 条第 5 項の届出

a 届出の様式例は、様式例第 2－8 号のとおり。

- b 農業委員会は、法第7条第5項に規定する届出がなかった場合には、公示の日の翌日から起算して3か月終了後1週間以内に、農地等の所有者に対して通知（様式例第2－9号）をする。
- c 農業委員会は、法第7条第5項の規定に基づく当該法人から農地所有適格法人たる適格要件のすべてを満たすに至った旨の届出があり、審査及び実態調査の結果その届出が真実であると認めたときは、買収すべき農地等の公示を法第7条第5項の規定により取り消す旨の公示（様式例第2－10号）を、また、届出が真実であると認められないときは、法第7条第6項の規定によりその旨の公示（様式例第2－11号）を行うとともに、所有者に対して通知（様式例第2－12号又は様式例第2－13号）をする。

⑤ 農地所有適格法人の事務所等への立入調査に係る処理

- ア 農地法第14条の規定による立入調査（以下「立入調査」という。）は、定期報告のほか、農業委員会等に関する法律第35条第1項の規定に基づく報告、調査等により、農地所有適格法人の各要件を満たしているかどうかの確認に努めてもなおその確認のために必要な場合に限って行うべきである。また、立入調査における調査事項は、その必要な範囲内に限られることは言うまでもない。
- イ 農地法第14条第2項に規定する農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会の職員であることを示す証明書の様式例は、様式例第2－14号のとおり。
- ウ 立入調査に当たっては、当該調査時に、立ち入る事務所等の責任者の立ち会いを求め、必要な事項を聞き取るとともに、調査終了時に物品等の破損、紛失等のなかったことの確認を取っておく。
- エ 立入調査は、法人の営業時間内において行うことが望ましい。
- オ 帳簿、作業日誌その他の書類の確認は、立入調査を行った場所で行い、できる限り書類を外部に持ち出さないようにすべきであるが、やむを得ず持ち出す場合には、当該書類を一定期間借りる旨を書面で明らかにし、調査に立ち会っている責任者の了解を得る。
- カ 立入調査の現場において不適正な事項が明確な場合は、調査に立ち会っている責任者の了解を得て、不適正な事項に関する証拠書類または物件について、コピー又は写真により保存することが望ましい。
- キ 立入調査において故意又は過失によって関係人に違法に損害を与えたときは、国家賠償法の規定により損害賠償をしなければならないことに留意し、適正かつ慎重な調査実施に努める。
- ク 立入調査を行った農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会の職員は、調査結果（様式例第2－15号）を取りまとめ、農業委員会会長へ報告する。
なお、農業委員会は、立入調査結果報告書を当該立入調査の対象となった法人の確認書に編綴し保管する。

関連通知

農業生産法人の行い得る事業範囲の明確化等について（平成9年3月24日付け農林水産省構造改善局長）
農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け農林水産事務次官）

農地法の一部を改正する法律の施行について（平成13年3月1日付け農林水産事務次官）
農地法関係事務処理要領（平成21年12月11日付け農林水産省経営局長、農村振興局長）